

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年七月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ早島店

所在地 都窪郡早島町前潟字三ノ割二五五番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び住所

(変更前) 名称 (仮称) 山陽マルナカ新早島店

住所 都窪郡早島町前潟字三ノ割二五五ほか

(変更後) 名称 マルナカ早島店

住所 都窪郡早島町前潟字三ノ割二五五番地ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

(変更後) 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

4 変更年月日

- 二 届出年月日 令和三年三月一日
- 三 縦覧の期間及び場所 令和三年六月二十八日
- 1 縦覧の期間 令和三年七月九日から同年十一月九日まで
- 2 縦覧の場所 岡山県産業労働部経営支援課